BIPROGY グループ
サステナブル調達ガイドライン

２０２４年８月
BIPROGY グループ

はじめに

BIPROGY グループは、2018 年に「ビジネスエコシステムで社会課題を解決する企業グループ」という存在意義を掲げました。そして 2021 年、新たな時代の要請に応じてこの存在意義をアップデートし、グループ Purpose として「先見性と洞察力でテクノロジーの持つ可能性を引き出し、持続可能な社会を創出すること」を掲げました。デジタルトランスフォーメーションや AI といった新しい技術の登場、サプライチェーンの問題など様々な変化や課題に対応することが求められる現代において、持続可能な社会を創出していくためには、社員ひとりひとりが、Purpose を持ち、パートナーの皆様と環境・社会の課題に真摯に取り組み、貢献していくことが大切であると考えています。

持続可能な社会の実現には、原材料の調達から製造、物流、販売までのすべての工程において、環境・社会（人権）・ガバナンス（ESG）に関する課題への取り組みがより一層重要となってきています。そのため、サプライチェーンを構成するサプライヤーの皆様と協働して、社会の変化に適応しながら、ESG に関する課題解決に向けた活動を推進してまいりたいと考えています。

本ガイドラインは当社のサステナビリティ推進において、BIPROGY グループが遵守すると共に、サプライヤー様にも遵守頂きたい事項を制定しています。

BIPROGY グループでは、企業の社会的責任への取り組み状況も重要な取引基準の一つとして位置付けており、BIPROGY グループの購買取引行動指針に、ご理解とご賛同を頂くと共に、サプライチェーンを構成するすべてのサプライヤー様にも本ガイドラインのご確認と遵守のための働きかけをお願いします。

また、サプライチェーン上における課題についても、解決に向けて、主体的な取り組みを推進いただけますよう、あわせてお願いします。

なお、本ガイドラインは、BIPROGY グループを取り巻く環境の変化、社会的要請の変化に適応するため、適宜見直しを行い改定いたしますので、ご理解賜りますようお願いします。

BIPROGY 株式会社

目次

1.　BIPROGY グループ購買取引行動指針 1
2.　サステナブル調達の推進に向けて遵守頂きたいこと 3
（1）　サプライヤー様にお願いしたい基本概念 3
（2）　人権・労働への配慮 3
① 強制労働 3
② 児童労働 3
③ 差別 3
④ 結社の自由・団体交渉権 4
⑤ 労働時間 4
⑥ 賃金 4
⑦ 非人道的な行為（ハラスメント） 4
⑧ 労働安全衛生 4
（3）　環境保全 6
① 環境保全活動推進の仕組みの構築と運用 6
② 環境への影響の最小化（大気、水質、土壌汚染予防） 6
③ 気候変動対応（温室効果ガス排出量の把握と削減） 6
④ 省エネルギー 6
⑤ 水資源の適正使用 7
⑥ 廃棄物の削減 7
⑦ 化学物質の適切な管理 7
⑧ 騒音振動 7
⑨ 生物多様性への配慮 7
⑩ 環境負荷を低減する製品設計・製造（製品アセスメント） 8
⑪ グリーン調達 8
（4）　公正な事業活動 9
① 公平・公正な取引 9
② 法令・社会規範の遵守 9
③ 紛争鉱物不使用の推進 9
④ 知的財産の尊重 9
⑤ 情報の厳格な管理・保持 9
⑥ 腐敗の防止 １０
⑦ 事業継続計画の策定 １０
⑧　適切な輸出入管理 １０
（5）　品質・安全性の確保 １０
（6）　コミュニティへの参画 １０
3.　お問い合わせ先 １１

1. BIPROGY グループ購買取引行動指針

私たち BIPROGY グループは、お客様に提供するハードウェア製品及びソフトウェア製品（以下「物品」という。）、サービス商品（以下「サービス」という。）並びにシステム開発及びソフトウェア開発の情報成果物委託（以下「システム開発」という。）、システムエンジニアリングサービス（以下「SES」という。）を調達するにあたっては、「公正かつ透明な購買」を基本信条とし、国内外の各種法令・社会規範を遵守し、『BIPROGY グループ企業行動憲章』に則り、常に信頼と誠実に基づいた公正かつ透明な購買活動を実施します。
また、サプライヤー様にもご協力いただけるようパートナーとしての信頼関係を醸成し、持続的な相互発展に努めて参ります。

1. 公平・公正な取引

私たちは、サプライヤー様に対し、誠実かつ公平・公正な購買取引を行います。

2. 法令・社会規範の遵守

私たちは、下請法、不正競争防止法などの各種法令・社会規範を遵守し、健全で公正な企業活動を行います。なお、反社会的勢力とは、購買取引を含め、いかなる取引も行いません。

3. 環境への配慮・グリーン調達の推進

私たちは、「ICT が地球のためにできること」を基本理念とし、地球環境保全への取り組みを経営上の重要課題として捉え、環境に配慮した物品、サービス並びにシステム開発、SES を優先的に調達することを推進します。

4. 紛争鉱物不使用の推進

米国『金融規制改革法』（ドッド・フランク法）を尊重し、紛争地域の資金源となる紛争鉱物が使用されないハードウェア製品の調達に取り組みます。

5. 知的財産権の尊重

私たちは、物品、サービス並びにシステム開発、SES の購買取引において、第三者の知的財産権を尊重します。

6. 情報の厳格な管理・保持

私たちは、サプライヤー様を通じて知り得た機密情報（個人情報を含む）を厳格に管理し、機密を保持します。

7. サプライヤー様の選定

私たちは、サプライヤー様の選定にあたっては、企業の信頼性、環境・社会への配慮、安定供給の可能性及び品質、価格、納期、技術等について、合理的かつ明確な基準に則り総合的に評価し、選定します。

8. 私的利益授受の禁止

私たちは、購買取引行動において、サプライヤー様との不適切な個人的授受（接待、贈答など）は一切禁止します。

9. サプライチェーン CSR の推進

私たちは、社会の持続可能な発展のため CSR（組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、お客様への配慮、コミュニティへの参画など）活動に取り組みます。またとくに以下についてはサプライヤー様にご理解とご実践を求め、サプライチェーン全体で CSR を推進していきます。

- 人権を擁護し、人権侵害に加担しない。
- 雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める。
- 強制労働・長時間労働・児童労働・不当な低賃金労働・各種ハラスメントを防止する。
- 従業員の結社の自由と団結権・団体交渉権を尊重する。
- 従業員の健康と職場の安全衛生に配慮する。
- 安心・安全な製品・サービスの提供に努める。

10. 相互発展

私たちは、サプライヤー様とは、誠実で公平な協業関係を築き、相互信頼を醸成し、持続的な相互発展に努めます。

BIPROGY グループ購買取引指針は以下の URL からも確認できます。
https://www.biprogy.com/com/purchase.html

2. サステナブル調達の推進に向けて遵守頂きたいこと

（1） サプライヤー様にお願いしたい基本概念

企業としての社会的責任を自覚し、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮しながら企業活動を行い、持続可能な発展に貢献する。また、ステークホルダー（株主・投資家、お客様、取引先、従業員、地域社会等）に対し、信頼関係を構築・発展させるため、社会的責任を果たすための情報開示および、コミュニケーションの推進に努める。

（2） 人権・労働への配慮

① 強制労働

従業員をその自由意思において雇用し、強制的な労働を行わせない。

強制労働とは、以下のような労働を指します。

- 労働者が自ら申し出たものではない労務のうち、監禁、暴力による威嚇やその行使、労働者が職場の外に自由に出ることの制限や、被害者の家族に危害を加える旨の脅迫、不法就労者の当局に対する告発、最終的に賃金が支払われるとの期待の下に労働者を職場に留める目的で行われる賃金不払いなどの下に強要される労務。

② 児童労働

最低就業年齢に満たない児童を雇用せず、就労させない。

児童労働とは、以下のような労働を指します。

- 法律で定められた就業最低年齢を下回る児童（法律や規制が存在しない場合、ILO 条約第 138 号によれば、軽労働の場合は 15 歳未満の者、危険または有害業務の場合は 18 歳）によって行われる労働。

③ 差別

差別を排除し、平等な雇用機会および昇進を提供する。

差別の要素としては、例えば人種、性別、年齢、信条、宗教、国籍、性的マイノリティ、心身の障がい等があります。

④ 結社の自由・団体交渉権

労使間協議を実現する手段としての従業員の結社の自由及び団体交渉権を尊重する。

従業員の結社の自由及び団体交渉権とは、以下のような内容を指します。

- 従業員の結社の自由とは、国家のまたは相互による干渉を受けずに、働く上での自らの利益を擁護し、推進する団体に自由に加入し、そのような団体を自由に結成する労働者及び使用者の権利。
- 団体交渉権とは、使用者（または使用者団体）と労働組合（労働組合がない場合には労働者代表）が、賃金その他の労働条件など職場において相互に関係する事項について話し合い、交渉する自主的なプロセス。

⑤ 労働時間

法定の労働時間を守り、従業員の労働時間・休暇・休日を適切に管理する。

「適切に管理する」とは、所在国の労働時間関連法令に従うことを指します。例えば日本では、法令に定められた休日及び有給休暇の権利を与えることなどが挙げられます。

⑥ 賃金

従業員に対し、最低賃金（もしくは、生活賃金）、残業、福利厚生等、賃金に関する法令を遵守した報酬を支払い、不当な賃金減額等をしない。

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金を指します。また、不当な賃金減額等とは、労働関連法令に反する賃金減額等を指します。

⑦ 非人道的な行為（ハラスメント）

職場でハラスメントや虐待等の人格・尊厳を傷つける非人道的な行為はしない。

非人道的な行為とは、以下のような行為を指します。

- ハラスメントには、セクハラ（セクシャルハラスメント）、パワハラ（パワーハラスメント）、モラハラ（モラルハラスメント）、マタハラ（マタニティー・ハラスメント）や男性の育児休暇取得への偏見などがある。
- 虐待とは、暴言、身体的・精神的処罰などがある。

⑧ 労働安全衛生

職場で誰もが安心して働けるよう、安全で衛生的な職場環境を整える。

安全で衛生的な職場環境を整えるとは、以下のような行為を指します。

- 職務上の危険や緊急事態、労働災害のリスクを特定し、予防策や研修といった制度を整えて防止に

努め、特定したリスク及びリスク防止のための制度を適切に管理する。

（３） 環境保全

① 環境保全活動推進の仕組みの構築と運用

環境保全活動を推進するための管理の仕組みを構築し、継続的な改善に取り組む。

環境保全活動を推進するための管理の仕組みとは、環境保全に対する方針を掲げ、その方針に即した施策を実施しかつ継続的に改善をおこなうことを指し、環境マネジメントシステムとも呼ばれます。環境マネジメントシステムでは、環境保全に関する推進部門・推進責任者の設置や、従業員への教育などが必要となります。代表な環境マネジメントシステムとしては、ISO 14001 などがあります。

② 環境への影響の最小化（大気、水質、土壌汚染予防）

関連の法規制を遵守し、有害物質による大気、水質、土壌汚染を削減し、予防するための適切な対策を実施する。

③ 気候変動対応（温室効果ガス排出量の把握と削減）

温室効果ガス排出量を把握し、排出量の継続的削減活動に取り組む。

温室効果ガス排出量の継続的削減活動には、次のようなことを含みます。

- 自社の直接排出・間接排出(Scope1,2)の把握と削減
- 事業者の活動に関連する他社の排出(Scope3) の把握と削減
- 総量目標（パリ協定の WB2℃を十分に下回る水準に即した総量目標）の設定
- 再生可能エネルギーの導入

温室効果ガスとは、京都議定書で削減対象となった二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、SF6 などのことを指します。

④ 省エネルギー

エネルギーの効率改善や省エネルギーへ貢献し、エネルギー消費量の継続的削減活動に取り組む。

エネルギーの効率改善や省エネルギーへの貢献とは、以下のような活動を含みます。

- 事業活動において、エネルギー使用量の低減に取り組む。
- 技術的、経済的に可能な範囲で、お客様の事業活動における生産性向上及び省エネルギーに貢献する商品・サービスの提供に努める。

⑤ 水資源の適正使用

関連の法規制を遵守し、事業活動の中で、水資源を適正に使用する。

水資源を適正に使用するとは、水の使用・排出を監視して節水に努め、廃水を排出する際にも適切な管理・処理をすることを指します。

⑥ 廃棄物の削減

関連の法規制を遵守し、事業活動の中で、廃棄物削減に関する取り組みを管理・評価し改善に努める。

廃棄物削減に関する取り組みには、次のようなことを含みます。

- 使用資源のリデュース（削減）／リユース（再利用）／リサイクル（再資源化）の推進
- 環境に配慮した包装・梱包

⑦ 化学物質の適切な管理

関連の法規制を遵守し、事業活動の中で、含有禁止物質を使用しないこと、含有抑制物質の使用作業および排出削減と管理物質の適正管理を行う。

製品に含有する化学物質について、法令等で必要とされる表示や試験を行い、適切に管理することを含みます。

⑧ 騒音振動

関連の法規制を遵守し、事業活動の中で、騒音・振動への対応を管理・評価し改善に努める。

騒音・振動への対応を管理・評価し改善に努めるとは、人体に有害な影響を及ぼさないよう、従業員に対し、適切な設備や防護用具等を提供することを含みます。

⑨ 生物多様性への配慮

事業活動の中で、生物多様性に配慮した環境保全活動を推進する。

生物多様性とは、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性のことを含みます。生物多様性に配慮した環境保全活動の推進とは、生態系への影響を踏まえて多様な生物を守るように努めることを指します。

⑩ 環境負荷を低減する製品設計・製造（製品アセスメント）

ライフサイクル全般の環境負荷低減を目的に、製品・サービスの設計・製造を推進する。

製品・サービスの製造段階および使用段階で、環境負荷を低減する製品・サービスの開発に努めることを指します。

⑪ グリーン調達

グリーン調達を推進するための方針・ガイドラインを定め、環境負荷の低減に努める。

グリーン調達とは、納入先企業が、サプライヤーから環境負荷の少ない製品・サービスや環境配慮等に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達することを指します。

（4） 公正な事業活動

① 公平・公正な取引

サプライヤー様に対し、誠実かつ公平・公正な購買取引を行う。

② 法令・社会規範の遵守

各種法令・社会規範を遵守し、健全で公正な企業活動を行う。また、反社会的勢力とは、購買取引を含め、いかなる取引も行なわない。

③ 紛争鉱物不使用の推進

米国『金融規制改革法』（ドッド・フランク法）を尊重し、紛争地域の資金源となる紛争鉱物が使用されないハードウェア製品の調達に取り組む。

ドッド・フランク法の規制対象となる紛争鉱物とは、すず、タンタル、タングステン、金の 4 物質を指します。

④ 知的財産の尊重

事業活動の中で、第三者の知的財産権を尊重する。

知的財産権とは、例えば、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等を指します。

⑤ 情報の厳格な管理・保持

サプライヤー様が事業を通じて知り得た機密情報（個人情報を含む）を厳格に管理し、機密を保持する。

「厳格に管理し、機密を保持」するとは、情報保護関連法令に則った管理をし、情報漏洩防止に留意し、万が一セキュリティ上の事故が発生した場合には適切な対応をすること等を指します。

⑥ 腐敗の防止

強要、贈収賄、インサイダー取引を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組む。公務員またはこれに準じる者に対し、贈賄や違法な政治献金を行わない。また、サプライヤー様との不適切な個人的授受（接待、贈答など）を行わない。また、職務上知り得た自社グループおよびサプライヤー様の未公開情報を利用して、株式など証券の売買を行わない。

贈賄とは、公務員またはこれに準ずる者に対し、その職務に関する見返りを求めて金銭、贈物、接待その他利益の提供をすることを指します。
違法な政治献金とは、政治資金関連法令に反する政治献金を指します。

⑦ 事業継続計画の策定

緊急事態に備え、中核となる事業の継続、または早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などの計画を策定し、継続的な運用を行う。

緊急事態とは、大規模自然災害、感染症拡大、サイバー攻撃、IT インフラの大規模停止など事業継続に大きな影響を及ぼす事態を指します。

⑧ 適切な輸出入管理

輸出入に関連する国内外の法令の理解に努め、遵守する。また、そのための管理体制を構築して適切な輸出入手続きを行う。

（５） 品質・安全性の確保

お客様に提供する製品・サービスが国内外の法令などで定める安全基準を満たすとともに、品質管理の徹底に努める。

お客様とは BIPROGY グループのみならず、サプライヤー様の顧客を指します。
品質管理とは、例えば、品質マネジメントシステムを始めとした、各種システムを構築・運用し、継続的に改善していく取り組みを指します。代表的な品質マネジメントシステムとして、ISO9001 などがあります。

（６） コミュニティへの参画

地域社会と協力し、地域の社会課題の解決に向けてコミュニティに貢献する活動に努める。

3. お問い合わせ先

お問い合わせ先：　BIPROGY 株式会社　購買部門　サステナブル調達推進担当
e-mail：koubai_sus_contact@biprogy.com